

土地区画整理審議会開催の報告

【第59回土地区画整理審議会】

開催日：平成28年3月22日

出席委員：16名

第1号議案の仮換地指定については、都市軸道路整備関連をはじめ、中十余二地区、十余二・若柴地区の面整備関連など31箇所(約1.9ha)について仮換地指定を諮問し、承認されました。

第2号議案の保留地の設定については、171街区2が保留地設定されました。

【第60回土地区画整理審議会】

開催日：平成28年6月22日

出席委員：17名

第1号議案の評価委員の選任については、1名の方の辞任に伴い、新たに1名の方が審議会の同意を得て評価委員となりました。

第2号議案の仮換地指定については、都市軸道路整備関連をはじめ、十余二・若柴地区の面整備関連など14箇所(約0.5ha)について仮換地指定を諮問し、承認されました。

第3号議案の保留地の設定については、175街区1が保留地設定されました。

【第61回土地区画整理審議会】

開催日：平成28年10月6日

出席委員：17名

第1号議案の仮換地指定については、正連寺地区の面整備関連をはじめ、十余二地区の面整備関連など27箇所(約2.4ha)について仮換地指定を諮問し、承認されました。

第2号議案の保留地の設定については、243街区9が保留地設定されました。

【第62回土地区画整理審議会】

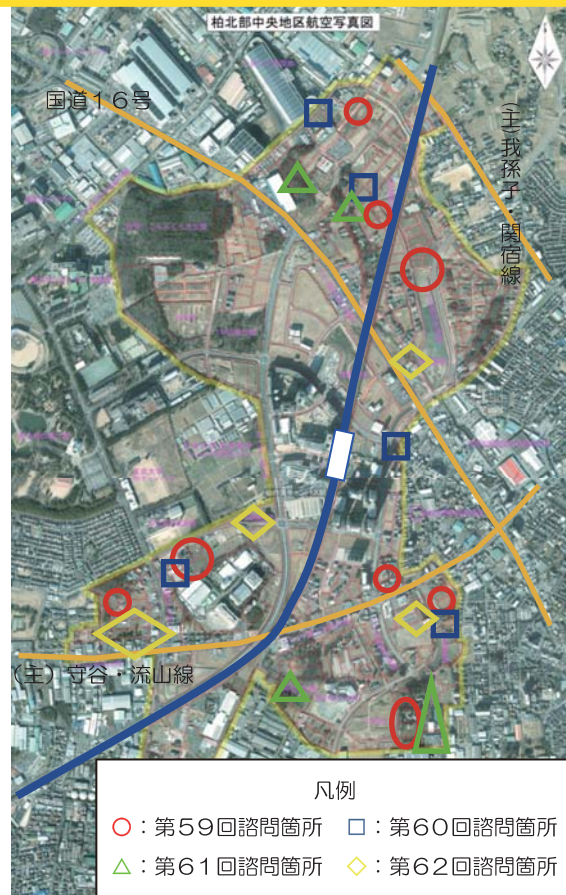
開催日：平成28年12月15日

出席委員：17名

第1号議案の仮換地指定については、赤坂台地区の面整備関連をはじめとする40箇所(約2.7ha)について仮換地指定を諮問し、承認されました。

第2号議案の保留地の設定については、1街区6が保留地設定されました。

第59回、60回、61回、62回諮問箇所



柏北部中央地区

千葉県柏区画整理事務所



第50号

平成29年2月発行

区画整理だより

2号調整池について

平成28年11月、2号調整池が親水機能を有したアクアテラスとしてオープンしました。中には遊歩道も整備されており、柏の葉キャンパス周辺の住民の方の憩いの場として利用されております。

また、周辺のT-SITE(ティーサイト)も完成間近となっており、柏の葉キャンパス駅周辺の街づくりが着々と進んでおります。

～調整池の役割～

区画整理により都市化が進むと、それまでの土地が持っていた保水機能が失われ、豪雨時には雨水排水の流出量が増えてしまいます。調整池を設置して一時的に雨水を貯留し流出量を調整することで、都市災害を未然に防止しています。



お問い合わせ先

《 千葉県 柏区画整理事務所 》

〒277-0871 柏市若柴160-1

管理移転課 04-7134-1211 (移転補償等)

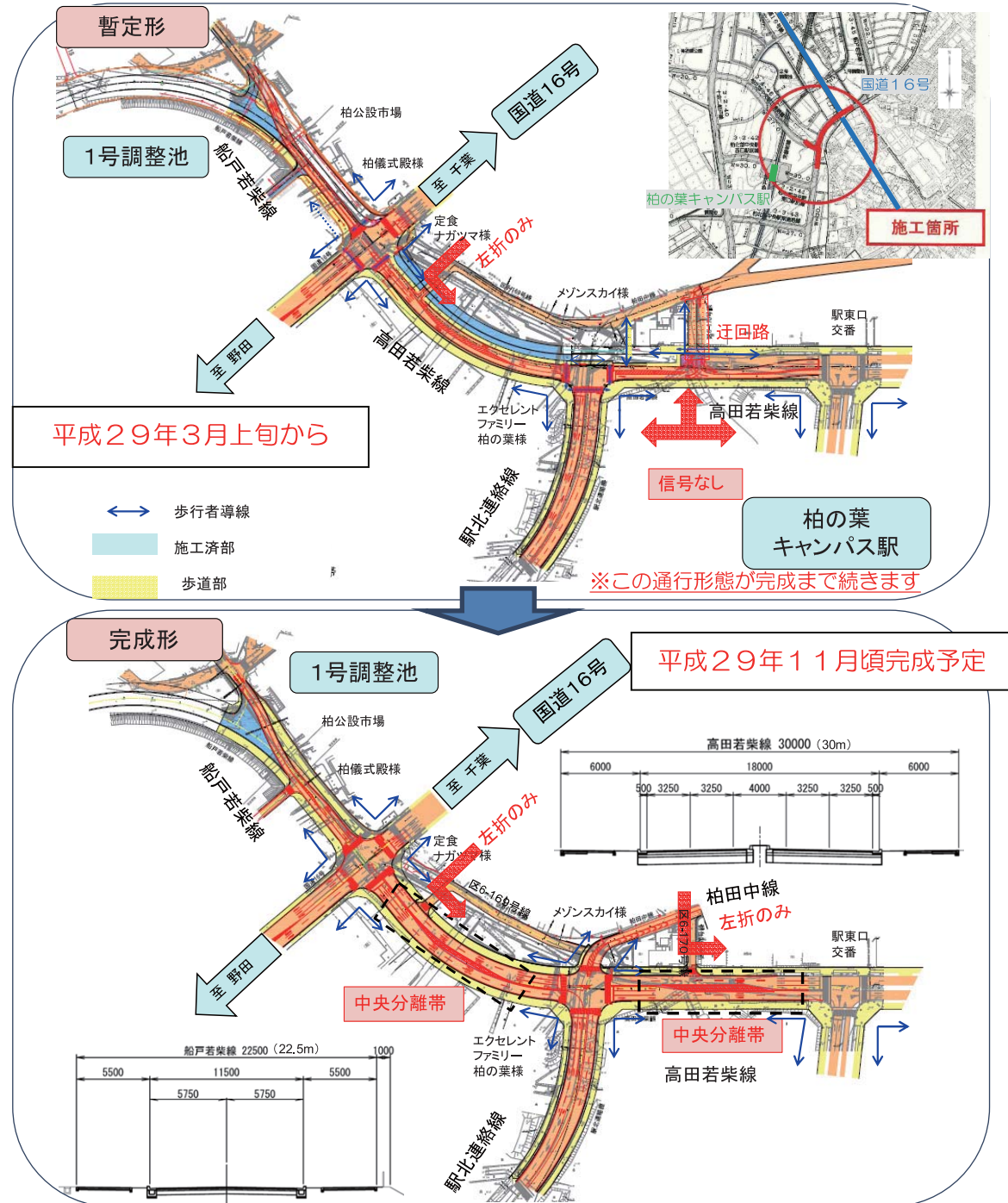
換地課 04-7134-1247 (換地、建築に係る76条申請、区画整理だより等)

工務課 04-7134-1294 (宅地造成、道路整備、調整池工事等)

FAX 04-7134-1299

船戸若柴線・高田若柴線の道路工事について

船戸若柴線・高田若柴線において、道路改良工事および交差点の工事を行っております。工事に伴い行われている車両通行止めは**3月上旬まで**を予定しております。近隣にお住まいの方、ご利用の方にはご迷惑をおかけいたしますが、御理解、御協力の程、よろしくお願い申し上げます。(下記HPでもご覧いただけます。)



※当地区内で実施する周辺への影響が大きいと考えられる道路改良や、通行止め等を伴う工事および新規の道路供用開始について、ホームページで情報を提供しています。
 ■【千葉県ホームページ】ホーム>環境・まちづくり>まちづくり>
 土木事務所・区画整理事務所>柏区画整理事務所>道路工事
 ・<https://www.pref.chiba.lg.jp/cs-kashiwa-k/dourokoujijouhou.html>

宅内建柱の御協力をお願い

柏北部中央地区では、安全性・景観への配慮から、各家庭や事業所などに電力や電話などを供給するために必要な電柱を宅地内に設置する計画をしております。電柱を宅地内に設置することにより「安全で住みよいまちづくり」が可能になりますので、皆様の御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

- 電柱が路上に設置されると……
- ・電柱による死角が飛び出し事故の原因となる。
 - ・電柱により道幅が狭められ、歩行者や自転車だけでなく、ベビーカーや車いすの交通の妨げになる。



宅地内に電柱を設置すると

- 電柱を宅地内に設置することの効果……
- ・道路での視野が広がり、歩行者や自転車などの通行がより安全になる。
 - ・電柱への違法広告などが制御され、まちの美観が図れる。



【電柱設置の流れ】

皆様の宅地整備に併せて、NTT東日本㈱や東京電力パワーグリッド㈱から具体的な宅内建柱の協議に伺いますので、御協力をお願いいたします。

換地課からのお願い

1. 権利が変動した場合はお知らせください

当該土地区画整理事業施行地区内で、売買や贈与等により土地や建物の所有権移転があった場合、所有権移転登記を行った後、出来るだけ早くお知らせください。届出用紙は、当事務所に用意してあり、ホームページからも様式をダウンロードすることができます。

・<https://www.pref.chiba.lg.jp/cs-kashiwa-k/tetsuzuki/kk-shoumei.html>

2. 建築行為等を行う場合はご相談ください

土地区画整理事業施行地区内では、事業が完了するまでの間(換地処分公告の日まで)事業の障害となるおそれがある次の建築行為等を行う時は、許可が必要となります。事前に当事務所にお越しいただき、申請(土地区画整理事業法第76条申請)、事前相談を行っていただくようお願いいたします。

- ①建築物、その他の工作物の新築、改築及び増築
- ②土地の形質の変更(切土、盛土、土砂・瓦礫等の搬入たい積等)
- ③移転が容易でない物件(重量が5t超)の設置またはたい積

なお、事前相談の後、申請書をお渡ししますので、必要事項を御記入の上、柏市北部整備課へ申請書を提出していただきます。